

第1回 受動喫煙対策専門委員会

令和7年11月25日

資料 1

平成30年健康増進法改正について

健康・生活衛生局 健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

受動喫煙対策のこれまでの動き

○2003年に健康増進法が施行され、受動喫煙対策が努力義務規定となって以降、厚生労働省による施策や、民間の自主的な取組が進んだ。

2003

H15 健康増進法施行（受動喫煙防止の努力義務）

第25条（略）多数の者が利用する施設を管理する者は（略）受動喫煙（略）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2005

H17 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）発効

締結国は屋内の公共の場所等に関する受動喫煙防止対策を実施すること

2010

H22～健康局長通知「受動喫煙防止対策について」発出

- 受動喫煙による健康への悪影響は明確であることから、**公共の場においては原則として全面禁煙を目指す。**
- 全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、**喫煙可能な区域を設定する等の受動喫煙防止対策**を求める。
- たばこの健康への悪影響や国民にとって有用な情報など、**最新の情報を収集・発信**する。
- 職場における受動喫煙防止対策**と連動して対策を進める。

施行以後、企業等の自主的な取組が進み、鉄道、タクシー、銀行等が順次禁煙化の流れ。

【JR東日本】

- 2003年5月 山手線6駅で禁煙タイムを開始。
- 2009年4月 首都圏の多くの駅を全面禁煙

【民営鉄道】

- 多くの会社が、駅構内及び車内を全面禁煙。

【職場】

- 全面禁煙の割合：18.4%（2000年）
→52.5%（2018年）

【飲食店】（令和2年頃までの主な動向）

- ロイヤルホスト：2013年から全店全席禁煙
(一部喫煙ルーム設置)
- マクドナルド：2014年から全店で全席禁煙。
- ケンタッキー：2018年3月までに直営店は全席禁煙。
FC店は、改装に伴い、順次全席禁煙。
- サザーラ：2019年頃までに、全店全席禁煙。
- デニーズ：全店全席禁煙予定（喫煙ルーム設置可）
- ワタミ：一部の店舗で全席禁煙（喫煙ルーム設置）

2016

H28 受動喫煙防止対策強化検討チーム（内閣官房副長官座長）設置

2017

H29 総理指示

「2020東京オリンピックに向け受動喫煙対策の徹底に必要な法案を国会提出する」

2020

H30 健康増進法の一部を改正する法律が成立

R2 健康増進法の一部を改正する法律全面施行

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講すべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))	当分の間の措置 別に法律で定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室（喫煙のみ）内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ (※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室（飲食等も可）内 での喫煙可)
		既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業（資本金又は出資の総額 5000万円以下 (※3)) かつ 客席面積100m ² 以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることができないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

(2) この法律の施行の際に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。

(3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

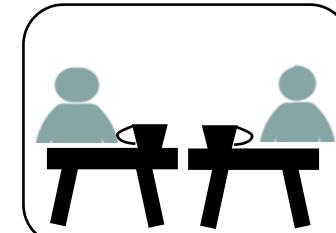
○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

屋内禁煙



喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の
喫煙室設置(※)



室外への煙の流出防止措置

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能（喫煙可能※）

※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
ア 喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
イ 客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100m²以下

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能（※）

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2020年
4月1日
施行

経営判断等

2019年
1月24日
施行

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)

附 則

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二 飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すよう、速やかに検討すること。
- 三 指定たばこについては、WHOでは紙巻きたばこと同様の扱いであることに鑑み、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、紙巻きたばこと同様に取り扱うなど、必要な措置を速やかに講ずること。
- 四 第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。
- 五 保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の更なる充実・強化に努めるとともに、運用における手続の簡素化、管理権原者が適切に退出命令を発出できるなど受動喫煙防止対策の実効性の確保を図ること。
- 六 第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図ること。
- 七 喫煙可能な場所・空間において従業員の受動喫煙ができるだけ避けるよう必要な措置を講ずること。
- 八 F C T C枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと

健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二、飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すべく、速やかに検討すること。
- 三、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。
- 四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。
- 五、第二種施設等における喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の技術的基準については、本法の施行日までに喫煙専用室等を設置する事業者の負担に鑑み、早期に示すこと。その際、喫煙専用室等から流出した煙による受動喫煙が生じないよう、環境工学等の専門家を含めた適切な委員構成の検討会の下で最新の科学的知見に基づいた基準を定めること。また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小事業者に対し、費用の助成や税制上の措置等の適切な支援策を講ずること。
- 六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができるよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。
- 七、喫煙可能な場所等に掲示する標識については、望まない受動喫煙を防止する観点から、外国人を含む全ての人にとって分かりやすい標識とすること。また、標識の内容、大きさ、掲示場所等について早期に示すこと。
- 八、保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の体制の更なる充実・強化に努めること。また、運用における手続の簡素化を図るとともに、管理権原者による適切な退出命令の発出など受動喫煙防止対策の実効性を確保すること。
- 九、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図るとともに、家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊娠婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。
- 十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするために、労使でしっかりと話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、管理権原者等が二十歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。
- 十一、F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。
- 十二、個別の受動喫煙防止対策を実施する地方自治体と本法における喫煙・禁煙の区域等の違いで混乱が生じないよう、分かりやすい表示の徹底や、制度の広報・周知に取り組むとともに、地方自治体との情報共有・連携に努めること。
- 十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。
- 十四、本法施行後五年を経過した場合の検討規定を踏まえ、本法の施行状況や受動喫煙防止対策の実施状況について取りまとめを行い、適切に公表すること。

受動喫煙対策専門委員会で議論が必要な事項(案)

附帯決議に基づく事項

- 既存特定飲食提供施設の特例措置について 【衆1、参1】
- 指定たばこ（加熱式たばこ）の取扱いについて 【衆3、参3】
- 子どもが利用する第1種施設（学校等）の屋外喫煙所の設置について 【衆4、参4】

改正法の施行状況等に基づく事項

- 喫煙目的施設の要件等について
- その他